

# 野田市市民活動支援センター運営協議会公募委員募集案内

市では、市政への市民参加の促進を図るため、「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」に基づき、野田市市民活動支援センターの運営について、広く市民意見を反映させようと、野田市市民活動支援センター運営協議会の委員を公募します。

## 1 委員の業務

野田市市民活動支援センター運営協議会設置要領に基づく委員の一員として、同要領に基づく任務を行います。

野田市市民活動支援センター運営協議会設置要領

(所掌事務)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について協議し、意見を述べることができる。

- (1)市民活動支援センターの運営方針に関すること
- (2)市民活動支援センターの実施する事業に関すること
- (3)NPO、ボランティア団体の活動の促進に関すること
- (4)NPO、ボランティア団体の意見・要望に関すること
- (5)その他、市民活動支援センターの目的達成に関すること

## 2 募集人数 2人

## 3 応募の方法等

### (1) 応募者の資格（次のいずれにも該当すること）

- ①NPO法人・市民活動・ボランティア活動経験者
- ②令和8年2月5日現在において、本市に1年以上居住し、選挙権を有する満18歳以上の方
- ③公募により本市の審議会等の委員に就いていない方
- ④野田市議会の議員でない方
- ⑤野田市の職員でない方（地方公務員法第3条第3項第2号及び第5号の職を除く）

### (2) 応募方法

申込書（別紙）を野田市役所市民生活課へ郵送か持参してください。

また、「ちば電子申請サービス」（外部リンク）を利用したインターネットによる申込みもできますので、利用される方は、野田市ホームページ内のオンラインサービス「ちば電子申請サービスについて」をご確認ください。

### (3) 応募受付期間

令和8年1月7日（水）から2月5日（木）まで

（直接持参する場合は土日祝日を除く平日の執務時間内とし、郵送の場合は応募受付期間最終日の消印有効）

### (4) 募集案内配布

市役所2階市民生活課、関宿支所、南・北・中央・愛宕駅前の各出張所及

び中央・東部・南部梅郷・北部・川間・福田・関宿中央・関宿・二川・木間ヶ瀬の各公民館で配布します。

※野田市ホームページからもダウンロードできます

#### (5) 応募宛先

〒278-8550 野田市鶴奉7-1  
野田市市民生活部市民生活課（市役所2階）  
電話 04-7123-1083（直通）

### 4 選考方法

提出された申込書及び面接による審査を実施します。

#### (1) 面接日程 令和8年2月12日（木）

※開始時間や会場等は受付終了後、応募者に通知します。

#### (2) 面接方法 個別面接

#### (3) 選考結果 3月上旬に応募者全員に通知します。

### 5 報酬

無報酬

野田市市民活動支援センター運営協議会設置要領

（報酬）第4条 委員の報酬は、無報酬とする。

### 6 任期

委嘱の日から2年間とします。

### 7 会議の開催場所

原則として市役所内の会議室で開催します。

### 8 会議の開催時期

令和8年度の開催予定

第1回審議会 令和8年4月下旬

※原則として平日の日中に開催します。年度内に4回程度、開催予定

### 9 その他

- (1) 応募に要する交通費等の経費は、すべて自己負担です。
- (2) 記載内容に不正があるときは、選任される資格を失う場合があります。
- (3) 応募者の資格確認のため、同意がある場合に限り住民基本台帳等の閲覧をします。
- (4) 応募書類は返却しません。
- (5) 審議会等の委員は、市ホームページ等で氏名等を掲載します。
- (6) 審議会等に係る議事は公開としているため、希望する者の傍聴を認めます。
- (7) 議事については、会議終了後に発言者及び議事内容が記載された会議録等を市ホームページ等に掲載します。

### 10 問合せ先

市民生活部市民生活課

電話 04-7123-1083（直通）